

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 15 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 11 月 6 日から 令和 7 年 11 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 2 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 11 月 26 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,720,000 6,176,000	一括	1,544,000	29,158	6,186
1	2,560,000				
2	180,000				
3	4,980,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市久野字北窪下
地 番 879番14
地 目 宅地
地 積 109.27平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 小田原市久野字北窪下
地 番 879番1
地 目 公衆用道路
地 積 116平方メートル

共有者 A 持分5分の1

- 3 所 在 小田原市久野字北窪下879番地14
家屋 番号 879番14
種 類 居宅
構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 45.86平方メートル
2階 24.78平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 7 年 8 月 26 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 小田原市久野字北窪下
地 番 8 7 9 番 1 4
地 目 宅地
地 積 1 0 9 . 2 7 平方メートル
所有者 A

2 所 在 小田原市久野字北窪下
地 番 8 7 9 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 1 1 6 平方メートル
共有者 A 持分 5 分の 1

3 所 在 小田原市久野字北窪下 8 7 9 番地 1 4
家屋 番号 8 7 9 番 1 4
種 類 居宅
構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 5 . 8 6 平方メートル
2 階 2 4 . 7 8 平方メートル
所有者 A



令和7年(ヌ)第12号
令和7年4月15日受理
令和7年5月23日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 小田原市久野字北窪下
地 番 8 7 9 番 1 4
地 目 宅地
地 積 1 0 9 . 2 7 平方メートル
所有者 A

2 所 在 小田原市久野字北窪下
地 番 8 7 9 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 1 1 6 平方メートル
共有者 A 持分 5 分の 1

3 所 在 小田原市久野字北窪下 8 7 9 番地 1 4
家屋 番号 8 7 9 番 1 4
種 類 居宅
構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 5 . 8 6 平方メートル
2 階 2 4 . 7 8 平方メートル
所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件 1、2				
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☒ 公衆用道路(物件 2) ☐ (物件)				
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 物件 1 につき、上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している 物件 2 については、公衆用道路として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項					
建物	物件 3				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類: 構造: 床面積: </td> </tr> </table>			{	種類: 構造: 床面積:
{	種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>			[	地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
[	地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、建物概略間取図及び添付写真のとおりである。なお、本建物内には大量に動産類等が置かれており、床面の状況を確認できないため、建物概略間取図の和室洋室の区別は、小田原市保管の資料によった。
- 2 受命物件の占有状況については、立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、物件1土地上の本建物玄関付近に設置された壁には、Aの氏を表示した表札があり、本建物玄関内には、A宛の郵便物が複数存在した。
- 3 本建物内には動産類及びゴミ類が大量に置かれており、床面及び壁の状態について正確には確認できず、目視できない部分にも汚損、破損等のある可能性がある。
- 4 本建物内には複数の猫がおり、容器に入れたエサ及び水が置かれていた。また、2階の窓のあいた部分から、猫が出入りしていた。
- 5 本建物内の維持管理の状態が悪く、経年相当以上の劣化が全般的に認められる。
- 6 物件1土地上の南隅付近にスチール製物置1個が置かれているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 7 物件1土地上の本建物北東側及び南東側の植物が繁茂し隣地上まで伸びている。
- 8 物件1土地は北西側で建築基準法42条1項5号の私道(物件2土地)に、物件2土地は北東側で建築基準法42条2項の市道に、それぞれ接している。なお、地番879番10土地は個人が所有しており、地番879番9土地への専用通路となっている(評価人の調査による)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年4月16日(水) 13:40 — 13:55	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函
令和7年4月23日(水) 11:20 — 11:25	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和7年4月24日(木) 15:50 — 15:55	目的物件所在地	不在、通知書投函(再度)
令和7年5月9日(金) 13:55 — 13:58	目的物件所在地	不在、調査期日通知書投函
令和7年5月21日(水) 14:25 — 15:00	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影、評価人同行)
令和7年5月22日(木) 11:55 — 12:00	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 5 月 2 1 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

（これは図面に記載されている内容を証明した書面である。）
（横浜地方方法務局西瀬（宮支局管轄））
昭和四十六年三月六日 東京法務局台東出張所

送記信

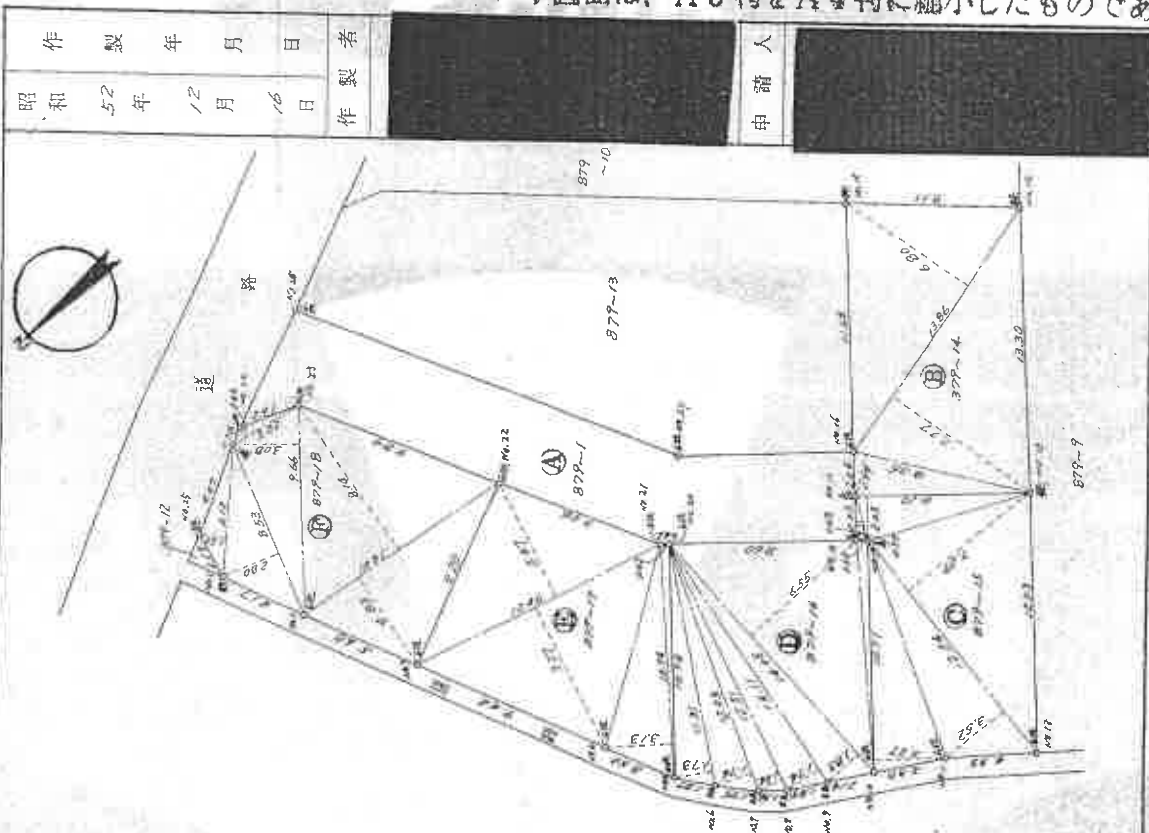
（ 6 枚目）

請求番号：47-2

前 899-1 後・新同一新 033309

地 番	899-1 899-14 ~ 15 ~ 16 ~ 17 ~ 18
土地の所在	小田原市久野寺北塚下

地 積 測 量 図



地積計算表

③	35	x	1.9	=	66.15
	13.86	x	7.77	=	107.622
	13.86	x	6.80	=	94.2480
	1/2			=	218.557
	1/2			=	109.27835
				=	109.27835
④	47.71	x	3.77	=	179.717
	12.54	x	3.52	=	44.1408
	8.10	x	7.29	=	59.4166
	2.1	x	2.05	=	4.3050
	1/2			=	8.6100
	1/2			=	1.0128
	1/2			=	128.1969
	1/2			=	94.09345
				=	94.09345
⑤	11.31	x	1.73	=	19.5663
	12.03	x	1.74	=	20.9322
	12.51	x	1.74	=	21.7574
	13.11	x	1.74	=	22.8114
	14.25	x	1.85	=	26.3625
	14.05	x	6.35	=	89.2275
	10.71	x	0.50	=	5.3550
	1/2			=	202.1973
	1/2			=	101.09865
				=	101.09865
⑥	12.46	x	5.87	=	72.8402
	12.46	x	7.27	=	90.5842
	10.74	x	3.13	=	33.6162
	10.74	x	0.42	=	4.5108
	1/2			=	201.1514
	1/2			=	100.5757
				=	100.5757
⑦	6.12	x	1.22	=	7.4664
	8.53	x	2.80	=	23.8840
	3.52	x	0.44	=	1.5488
	9.66	x	3.08	=	29.7528
	10.81	x	8.14	=	87.9934
	10.81	x	4.83	=	52.2123
	1/2			=	202.8577
	1/2			=	101.42885
				=	101.42885

土地の地積を計算し、次の通り算出された。

積 尺 1/250

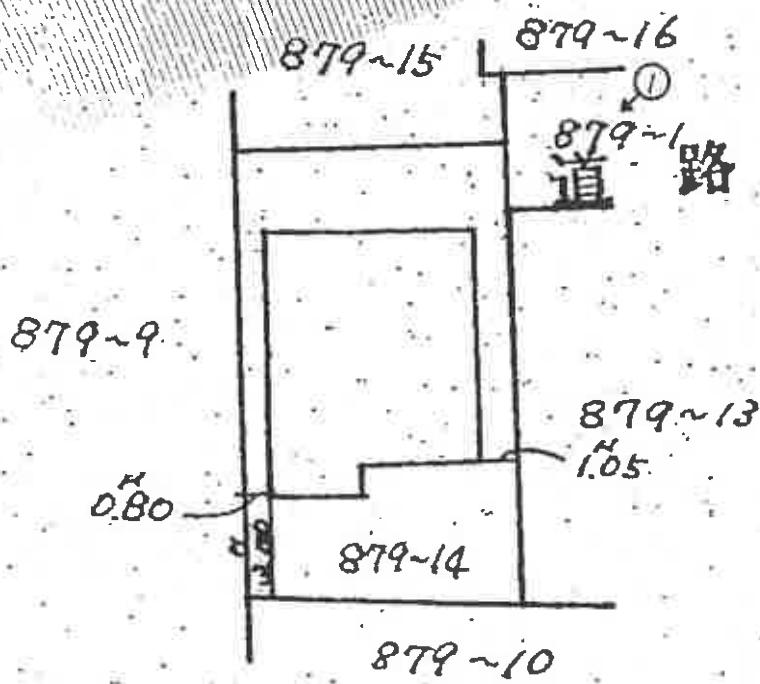
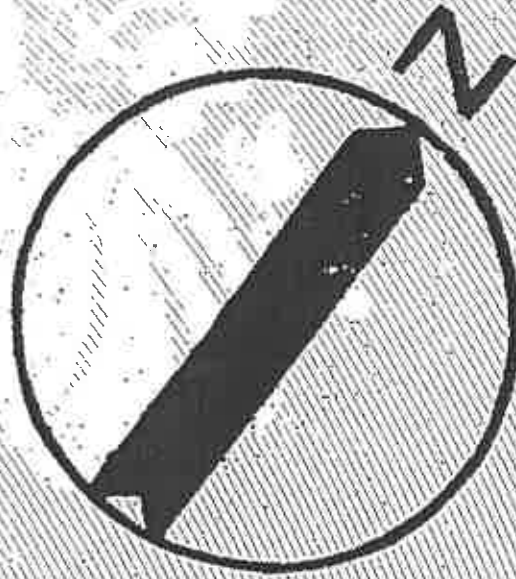
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

53-1-17

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

土地建物位置関係図

←○ は写真撮影位置・方向



建物概略間取図

1階



2階



①



②



③



④



(10 枚目)

⑤



(// 枚目)

令和 7 年 (又) 第 12 号
令和 7 年 5 月 21 日 現地調査
令和 7 年 5 月 26 日 評価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 原 新 一

第 1 評価額

一括価格（合計）	
金 7, 7 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 2, 5 6 0, 0 0 0 円
物 件 2（土地）	金 1 8 0, 0 0 0 円
物 件 3（建物）	金 4, 9 8 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 乃至 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
3		
特 記 事 項		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市久野字北窪下
 地 番 879番14
 地 目 宅地
 地 積 109.27平方メートル
 所有者 A

- 2 所 在 小田原市久野字北窪下
 地 番 879番1
 地 目 公衆用道路
 地 積 116平方メートル
 共有者 A 持分5分の1

- 3 所 在 小田原市久野字北窪下879番地14
 家屋 番号 879番14
 種 類 住宅
 構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 45.86平方メートル
 2階 24.78平方メートル
 所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「足柄」駅の概ね西方約1.3km（道路距離）、バス停留所「下宿」から徒歩約5分程度に位置する。	
付 近 の 状 況	中小規模の一般住宅が多い住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	150%
	防 火 規 制	指定なし
画 地 条 件	そ の 他	◇ 景観計画区域（市全域） ◇ 宅地造成等工事規制区域 ◇ 第1種高度地区（最高高さ12m）
	規 模	109.27m ²
	形 状	略長方形地
	間 口 ・ 奥 行	間口約2.1m程度 奥行約8.1m程度
接 面 道 路 の 状 況	地 勢	南西側隣接地より低く、東側隣地よりはやや高い。建物地盤面までは階段を利用する。
	北西側で幅員約4.0m舗装私道（物件2、建築基準法第42条1項5号）と等高に2.1m程度接面。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	なし（プロパン）
	下 水 道	あり

特 記 事 項	◇ 南隅付近にスチール製物置 1 個が置かれているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。 ◇ 物件 1 土地上的本建物北東側及び南東側の植物が繁茂し隣地上まで伸びている。 ◇ 南東側で隣接する 879 番 10 は個人が所有しており、879 番 9 への専用通路となっている。
---------	---

2. 土地の概況及び利用状況等（物件 2）

画 地 条 件 （規模・形状等）	幅約 4.0m～6.0、奥行約 28mの不整形地で、規模は 116 m ² である。
土地の利用状況等	不特定の人が利用する公衆用道路として利用されている。北東側で幅員約 3.8m～4.0mの舗装市道（建築基準法第 42 条 2 項）に接面している。
特 記 事 項	◇持分は物件目録のとおり。 ◇課税上、免税点未満である。

3. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和53年6月25日（登記記載）
	経 過 年 数	約47年（1年未満の端数切り上げ）
	経済的残存耐用年数	－
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	吹付 等
	内 壁	ビニールクロス貼 ほか
	天 井	ビニールクロス貼 ほか
	床	フローリング、畳ほか
	設 備 そ の 他	キッチン、トイレ、浴室、洗面所、ほか －
床面積（現況）	1階：45.86㎡ 2階：24.78㎡ 延床面積：70.64㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	3LDK（附属資料建物概略間取図のとおり）
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和7年5月21日：内部立入調査 建物所有者が占有している。	

特 記 事 項	◇ 本建物内には動産類及びゴミ類が大量に置かれており、床面及び壁の状態について正確には確認できず、目視できない部分にも汚損、破損等がある可能性がある。 ◇ 本建物内には複数の猫がおり、容器に入れたエサ及び水が置かれていた。また２階の窓の開いた部分から猫が出入りしていた。 ◇ 維持管理状態の状態が悪く、経年相当以上の劣化が全般的に認められる。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	112,000	95 100	106,000	×109.27	× 0.90	= 10,420,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査基準地：小田原（県）-10

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{地価調査基準価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 112,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & = & 112,000 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：上記のとおり。

◇地 域 格 差：地価調査基準地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：接面街路が行き止まりであること、及び「第4 目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し総合格差で上記のとおり。

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2（土地）

物件 2 は公衆用道路として特定多数の用に供されているので、その性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	価値率	地 積 (㎡)	持分 割合	土地価格 (円)
2	112,000	×0.1	×116	$\frac{1}{5}$	= 260,000

◇標準画地価格：「①のとおり」

◇道路価値率：特定多数の用に供されており、10%と判定した。

③物件 3（主である建物）

本件建物は経済的残存耐用年数を満了した建物であり、その市場価値は低いことを考慮し、また保守管理の状態等を参酌し、再調達原価（1 ㎡当たり 160,000 円と査定）の 3%をもって、建物価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
3	160,000	× 70.64	× 0.03	= 340,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	10,420,000	×	0.65	法定地上権 = 6,770,000

(注)土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	10,420,000	－ 6,770,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 2,560,000
2	260,000			× 1.0	× 0.7		= 180,000
3	340,000	＋ 6,770,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 4,980,000
一括価格 (合計)							7,720,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価調査基準価格 小田原（県）-10

所 在：小田原市久野字北側下 881 番 7

価 格：112,000 円／㎡

位 置：小田急小田原線「足柄」駅約 950m

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：124 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北側 6.6m 市道

用 途 指 定 等：第一種中高層住居専用地域（建蔽率 60%，容積率 150%）
高度地区

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅が建ち並ぶ既存の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 1 6,061,534 円

物件 2 0 円(免税点未満、持分 5 の 1)

物件 3 1,072,527 円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

地積測量図（A 3 判から A 4 判へ縮小）

建物図面・各階平面図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

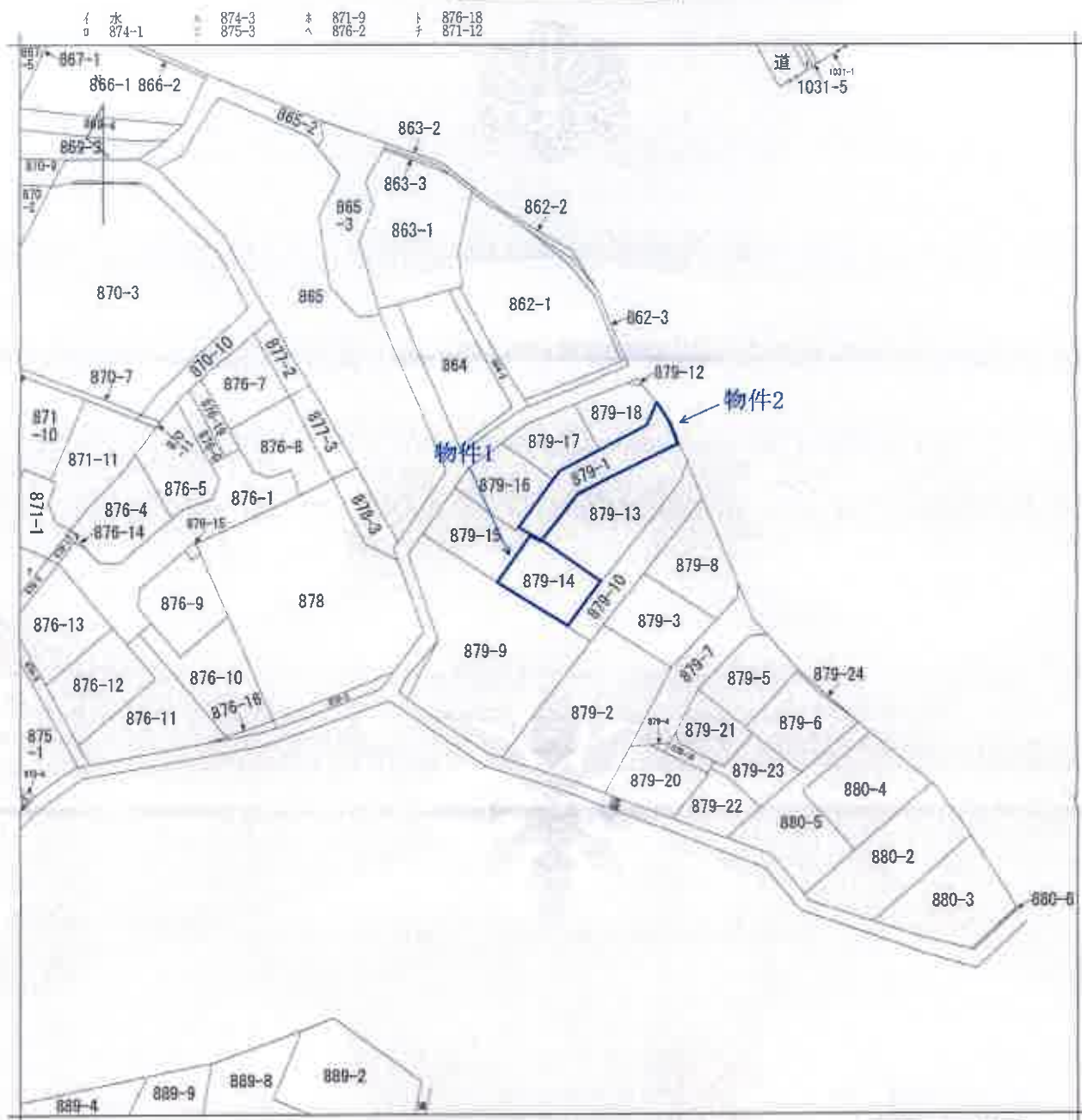
建物概略間取図

位置図



1 : 10,000 相当

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	小田原市久野字北窪下				地番	879番14			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方支務局西湘二宮支局管轄)

令和7年3月6日

東京法務局台東出張所

登記官

請求番号：47-1

(1/1)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和53年1月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所西湘二宮支部管轄)
令和7年3月6日 東京法務局台東出張所

登記官

請求番号：47-2

前 999-1 後 新同 033309

地 番 879-14、15、16、17、18

土地の所在 小田原市久野宮北塚下

地積計算表

⑧	13.85	x	1.47	=	14.1165
	13.86	x	1.77	=	107.4922
	13.88	x	6.40	=	94.2480
	14.00	x	21.8	=	567.2760
	14.00	x	10.7	=	278.55
	14.00	x	1.00	=	1.00
⑨	10.71	x	3.27	=	35.0217
	12.54	x	2.35	=	44.4608
	8.10	x	2.25	=	16.4250
	8.11	x	0.48	=	1.0128
	14.05	x	1.85	=	25.9925
	14.05	x	6.35	=	92.0275
	10.71	x	1.30	=	5.3550
	10.71	x	1.30	=	202.1973
	10.71	x	1.73	=	101.0985
	10.71	x	1.73	=	1.61
⑩	12.46	x	5.87	=	33.1402
	12.46	x	7.27	=	90.5842
	10.74	x	3.13	=	33.4122
	10.74	x	0.42	=	4.5108
	10.74	x	2.1	=	22.554
	10.74	x	1.00	=	10.74
⑪	8.12	x	1.22	=	7.4644
	8.12	x	2.40	=	23.888
	8.12	x	0.44	=	1.5448
	8.12	x	3.08	=	29.7528
	8.12	x	2.78	=	87.9934
	8.12	x	4.33	=	52.2723
	8.12	x	202.8577	=	101.42895
	8.12	x	1.00	=	1.00

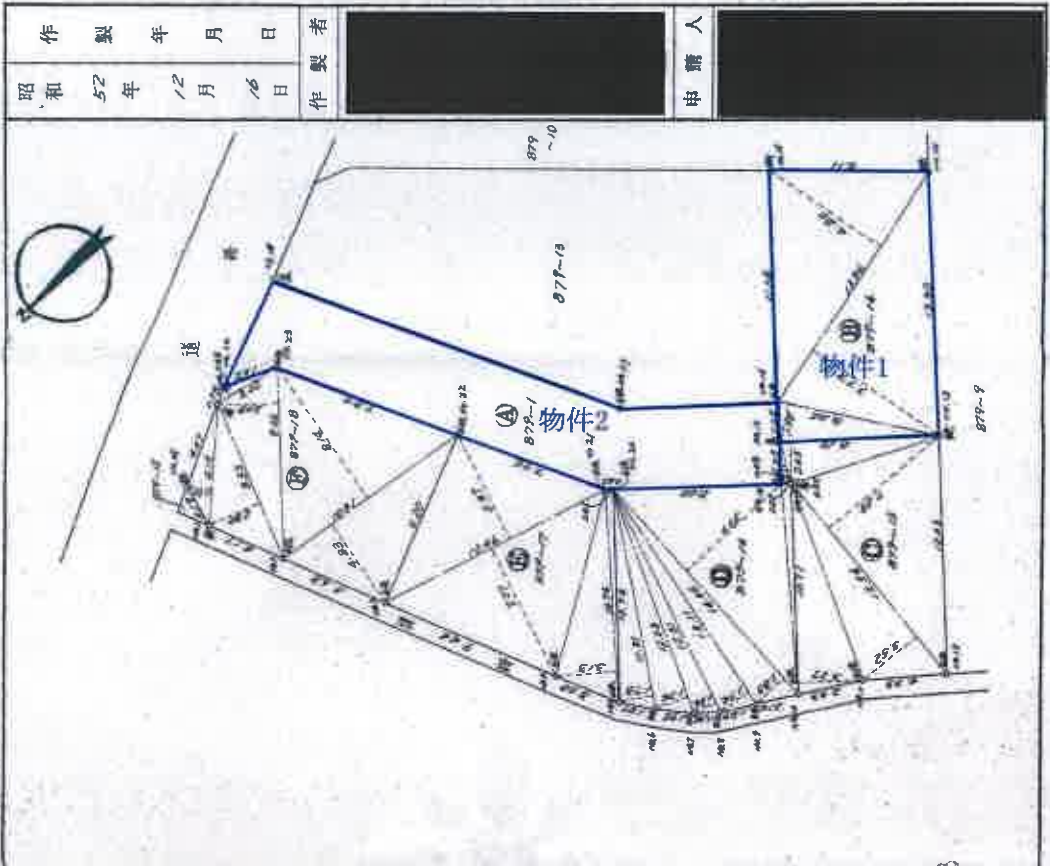
計 算 者 小田原市久野宮北塚下

縮 尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

53-1-17

地 積 測 量 図



作 製 年 月 日	作 製 者	申 請 人
昭和52年12月16日		

登記年月日：昭和53年7月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局西湘二宮支庁管轄)
令和7年3月6日 東京法務局台東出張所

登記官

※図面はA3判をA4判に縮小したものである。

026854

各階平面図

家屋番号 879番14

建物図面

建物の所在 小田原市久野字北登下879番地14



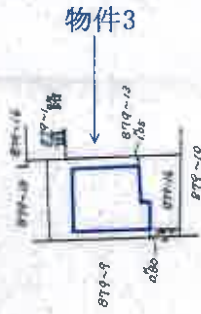
1階床面積
 $7.727 \times 2.727 = 21.071529$
 $6.818 \times 3.636 = 24.790248$
 44.8617771
 25.86 m^2

1階平面図



2階床面積
 $5.454 \times 2.727 = 14.873058$
 $3.727 \times 3.636 = 13.5372$
 28.410258
 28.78 m^2

2階平面図



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(神奈川県土地家屋調査士会)

53.7.4

請求番号：47-3

建物概略間取図

1階



2階

